

令和5年第12回名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

令和5年12月22日(金)

2 会議の場所

仙台北法務局名取出張所2階 会議室1

3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 荒井 龍弥

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 長澤 裕司

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

齋藤教育部長、黒川理事兼学校教育課長事務取扱、下山教育部次長兼教育総務課長、佐藤生涯学習課長、中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長、宇田教育部企画員兼教育総務課長補佐、宇津井教育総務係長

6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第4 専決事務報告

(1) 和解についてに対する意見について

(2) 令和5年度名取市一般会計補正予算(第8号)(教育費)に対する意見について

(3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について

日程第5 議 事

議案第22号 市指定史跡笠島廃寺跡の現状変更に対する許可について

7 開会時刻

午後 2 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より令和 5 年第 12 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、追加案件 1 案件について報告します。本日配付しておりますお手元の議事日程〔追加案件〕をご覧ください。下線部のところになります。

本日の会議日程につきまして、名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、日程第 4 専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について」を追加し、専決事務報告(2)の次に審議したいと思います。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

次、日程第 1、前回会議録の承認についてですが、前回 11 月 22 日開催の第 11 回定例会会議録については、先日、各委員あて配布済みであります。

この内容についてご質疑等はありませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に日程第 2 会議録署名委員の指名につきましては、浅野委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

次に日程第 3、教育長報告(1)、一般事務報告についてですが、私からは、インフルエンザの状況について報告をいたします。本日は、冬休み前の最終登校日で、2 週間程度の冬休みがありますけれども、11 月から 12 月にかけて、かなりの学校で学級閉鎖の措置を行っております。10 月は全体で 7 学級の学級閉鎖でしたが、11 月は 71 学級、学級閉鎖がありました。そのうち小学校 9 校、中学校 2 校。また 21 学級は、学年閉鎖という形での閉鎖の措置です。12 月に入りまして 11 月の 71 学級からはかなり減りまして、27 学級の学級閉鎖の措置をしております。小学校 6 校、中学校 3 校、それから、義務教育学校 1 校です。学年閉鎖も二つの学校でしたが、11 月に比べればやや落ち着いてきたかなというふうなところです。冬休み明け、1 月以降も通常ですと、インフルエンザが最も流行する時期ですので、コロナも含

め、感染症対策には引き続き注意をするように呼びかけていきたいなと思っております。
私からは以上です。それでは教育部長から報告をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は2ページから3ページになります。私からは、12月4日から15日までの会期で行なわれました12月定例会市議会について報告いたします。

まず、教育委員会関係の一般質問です。今回は5名の議員から9件の質問がありました。一般質問の内容ですが、本日資料お手元に「通告書と答弁書」を配付しております。ページをめくっていただき、通告書で網掛けになっている箇所をご覧ください。

2ページ菊地昌夫議員より、「今後の復興事業と防災関連事業について」、ということで、防災教育と、震災伝承施設の見学、災害オンライン事業等につきまして質問がなされております。

3ページ齋浩美議員より「下増田公民館改築における誰もが利用しやすい公共施設に向けての施策について」、ということで、下増田公民館入口近くの福祉車両の駐車場や、下増田公民館の建築での課題を今後建築が予定されております、館腰公民館の改築に活用して欲しいというような一般質問がなされております。

4ページ大久保主計議員より「防災対策について」、通学路におけます、危険ブロック塀、また飲料水として供給できる学校プール関係につきまして質問がなされております。

5ページ笹森波議員より、「学校給食費について」、公費負担の対応を継続すべきというような質問がなされております。

同じく5ページ菅原和子議員より「市民のスポーツ活動を応援する取組について」、ということで、マラソン大会を開催をしてはどうかということと、スポーツ報償費関係について質問がなされました。また「財源確保について」につきまして、施設関係のネーミングライツパートナーの募集を図るべきというような質問がなされています。

これらについては、適宜、答弁書のとおり回答しております。その内容については、後で閲覧をいただきたいと思います。

次に、前回11月の定例会にて承認いただいた補正予算につきましては、原案のとおり議決されておりますので報告いたします。

また、本日専決事務報告でご審議いただきますが、「和解について」、及び、「令和5年12月一般会計補正予算(第8号)(教育費)について」の2か件を追加議案として上程しましたが、こちらも原案のとおり議決されております。

私からは以上です。後は、各課からの報告となります。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

黒川理事兼学校教育課長事務取扱

2点報告を申し上げます。2ページです。

1番、友情ネットプロジェクト東北交流会では、中学校と義務教育学校のバレーボール部が一流選手から直接指導してもらう貴重な体験となりました。

5番、第3回生徒指導問題対策委員会では、拡大委員会としてすべての学校の生徒指導担当がいじめの対応事例を持ち寄り、よりよい対応について協議し、関係機関の方からご意見をいただきました。

以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から1点ご報告いたします。

1点目は、2ページ17番の名取市図書館まつり・図書館を使った調べる学習コンクール表彰式についてです。今回は、図書館開館5周年記念として、12月2日（土）、3日（日）の2日間にわたり名取市図書館と増田公民館を会場に開催しました。1日目は、ブックリサイクルや子供向けの「工作コーナー」、「おはなし会」、それから「司書のブックトーク」など各種イベントが行われ、2日目には、宮城県在住の直木賞作家 熊谷達也さんをお迎えして記念講演が行われたほか「第8回名取市図書館を使った調べる学習コンクール」の表彰式が行われました。来場者は2日間で875人となっており、昨年の350人に比較すると倍以上となり、大盛況となりました。

生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化スポーツ課、市史編さん室お願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事につきまして主なものを1点報告いたします。

2ページ、23番の「第2回市史編さん委員会」についてです。今回の市史編さん委員会では、これまでの事業報告と今後の事業計画などについてご協議いただきました。

今年度中の大きな事業としましては、本日の議事でご審議いただきます「笠島廃寺跡」の測量調査と部分的な発掘調査を行うほか、お配りしておりますチラシのとおり貞山運河ネッ

トとの共催で「貞山運河歴史セミナー」を開催いたします。また、年度末には「広報なとり3月号」の発行に併せ「市史編さんだより」を毎戸配布する予定となっております。

文化・スポーツ課、市史編さん室からの報告は以上です。

瀧澤教育長

それでは、報告があった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に(2)、行事予定について教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は4ページから5ページとなります。

私からは特にありません。次回の教育委員会定例会及び懇話会の日程ですが、後ほどの協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

黒川理事兼学校教育課長

はい。5点説明させていただきます。一番です。4ページになります。1番、本日、冬季休業前の全校集会を各校で行っております。明日から冬季休業となります。

4番、名取市と連携協定を結んでいる仙台高専に協力をいただき、小学校理科実技研修会を予定しております。午前中は小学校の理科の授業の電気に関する実験指導、午後は3Dプリンタと3Dの設計ができるCADを使った工作を体験させていただく予定です。

6番、第1回学校給食運営審議会では、来年度の給食費について審議会に諮問し、検討いただきます。

22番、第2回学校給食運営審議会では答申をいただきますが、給食センター「いただきスマイル館」にて給食の試食も行う予定としております。

5 ページをご覧ください。40 番です。第 4 回生徒指導問題対策委員会では、拡大委員会とし、すべての学校の生徒指導担当が、4 回目は不登校の対応事例を持ち寄り、よりよい対応について協議する予定となっております。以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から 2 点ご説明いたします。

1 点目は、4 ページ 8 番から 16 番までと 24 番の各地区新春のつどいについてです。今年度は、閑上公民館を除く 10 公民館で開催予定となっております。コロナの影響で 4 年ぶりの開催となる公民館がほとんどで、各公民館で公民館運営協力委員会や実行委員会と相談しながら実施方法、形態など見直ししております。4 年ぶりの実施となりますので、まずは今年度実施してみて、その結果を踏まえて次年度以降の在り方について考えていくこととしております。

2 点目は、17 番、1 月 7 日開催予定の「令和 6 年名取市二十歳を祝う会」についてです。昨年度から、名称を従来の「成人式」から「二十歳を祝う会」に変更するとともに、二十歳の方々による実行委員会を組織して開催することとしております。今年度はアトラクションとして「今日の主役にインタビュー」、「二十歳記念ビンゴ大会」を企画しております。なお、今回の対象者数は、12 月 21 日現在、市内 784 名、市外 82 名、計 866 名となっております。都合により式に出席できない新成人向けに、今回もユーチューブによる式典のライブ配信を行う予定です。教育委員の皆様のご臨席につきましてもよろしく願いいたします。生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化スポーツ課市史編さん室お願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事予定につきまして、主なものを 1 点ご説明いたします。

5 ページの 43 番 「雷神山古墳保存活用計画作成ワークショップ」についてです。

今年度から「雷神山古墳保存活用計画」の策定に着手いたしましたが、市民の声を反映するためにワークショップを開催いたします。

このワークショップについては、無作為で 18 歳以上の市民を 1,000 人抽出し案内を送付し、参加者を募る形としております。

なお、本日の資料への掲載は間に合いませんでしたが、1 月 19 日（金）13:30 より名取市文化会館において、市内の歴史関係団体や雷神山古墳周辺地区の区長さんなどを対象としたワークショップを開催することも決まりましたので、併せて報告させていただきます。

文化・スポーツ課、市史編さん室の行事予定は以上でございます。

瀧澤教育長

ただいま説明した行事予定等について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4 専決事務報告に入ります。

日程第4 専決事務報告(1)和解についてに対する意見についてを議題といたします。

教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(1)ですが、議案書は議案書6ページ～9ページになります。また、本日配付しております、「専決事務報告資料」をご覧ください。

本件につきましては、12月定例市議会の追加議案であります。市による学校だよりの発行に際しての著作物の使用に関し、イラストの著作権者である個人A氏と和解条項案について合意に達したことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定にもとづき和解するため議案として上程するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長より意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったため「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、12月6日専決し、「異議がない」旨回答したので「同条第2項」の規定により報告するものであります。

内容について説明いたします。議案書8ページをご覧ください。

はじめに「1 和解の相手方」ですが、イラストの著作権者である個人、ここでは仮に「A」としております。

次に「2 本件の概要」です。

本件は、相手方「A」が管理するイラスト1点について、その使用の許諾を得ないまま、令和4年7月20日発行の愛島小学校の「学校だより「五社の峯(ごしゃのみね)」に使用したことに関し、和解条項のとおり、和解をしようとするものです。

つづきまして「和解に至りました経緯と経過」について、説明いたします。

本日配付の専決事務報告資料をご覧ください。

令和4年7月20日、愛島小学校において「学校だより 五社の峯」を発行しておりますが、この「学校だより」に、インターネット上からコピーしたイラストを使用しました。

このイラストの取得方法ですが、インターネットから「フリー画像」などと検索し、「金魚をあしらったイラスト」1点を、コピーして、学校だよりに使用したものです。このときに、学校だよりの作成者は、いわゆる版元まで確認して、本当に無料で使用できるものかの確認

をせず、「無料イラスト」だと思い入手、これを使用したものです。

なお、この「学校だより」は、愛島小学校のホームページ上でも掲載しておりました。

その後、令和5年11月14日になり、イラストの著作権者である個人「A」の代理人である法律事務所より「愛島小学校」あてに「受任通知兼請求書」が届きました。

その「請求書」の内容ですが、令和4年7月20日に発行した「学校だより」で使用したイラスト1点は、作者である相手方「A」が著作権を有しているものであり、愛島小学校は許諾の無いまま使用しているため、「損害賠償を請求する」との内容でありました。

その損害賠償額は、1年目(令和4年)の使用料で、5万5千円、2年目(令和5年)の使用料で、3万3千円。これを合わせた8万8千円を、相手方の利用規約に示す「無断使用のため2倍」にした額の17万6千円です。

その後、教育委員会では、その事実関係を「学校だよりの作成者」及び「学校の関係者」へ確認を行ないましたが、この「学校だより」に使用したイラスト1点は、さきほど説明しましたとおり、「学校だよりの作成者」が、「有料であるとの認識が無いまま」使用したものであり、相手方「A」が通知するとおり、許諾を得ないまま、インターネット上からコピーして使用したものであることが分かりました。

このイラストの利用については、イラストの著作権者である相手方ホームページの「素材の利用規約」では、「個人以外の利用については有料であること、無断使用の場合の金額(使用料の2倍)も掲載されていること」から、11月17日に市の顧問弁護士と相談しましたが、「損害賠償の請求」は、これを認めざるを得ないと判断、11月21日相手方代理人と和解に向けて協議を行い、11月24日に和解についての合意書の内容をお互いに確認するに至りました。

その内容は、議案書8ページの「3 和解条項の概要」になりますが、

(1)市は、相手方が著作権を有するイラスト1点を市に属する愛島小学校の学校だより及び、ホームページ上において、無断で使用していたことを認め、謝罪の意をあらわす。

(2)市は、相手先に対して本件の解決金として17万6千円を相手方の指定する口座に振り込みによる方法により支払う。振込手数料は市の負担とする。

(3)市が無断使用していたイラストについて、インターネット上から削除したことを市は確約する。

(4)市は、相手方に対して、今後、相手方が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約する。

(5)市と相手方は、市と相手方の間に、本件に関し、本条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。とし、

この5点を和解条項とし、解決を図るため、議会の議決をお願いしたものです。

説明は以上です。

瀧澤教育長

学校教育課から補足があればお願いします。

黒川理事兼学校教育課長

はい。この件につきましては、学校に十分注意を喚起できなかったものと反省しております。再発防止のために、臨時校長会議を開きですね、十分注意するよう、具体的な指示をしております。以上よろしく願いいたします。

瀧澤教育長

教育委員の皆様の机上にもお渡ししている、A4横の「おたより・配布物等にイラストなどを使用する際の手順について」というフローチャートを作りました。学校はもとより、教育委員会、所管の各機関に、学校教育関連は、学校、給食センター、はなもも教室、生涯学習課関連では公民館、図書館、文化スポーツ課関連では、歴史民俗資料館、それから指定管理ではありますけれども、文化会館、市民会館等にも文書で周知をしました。基本的な流れといたしましては、その機関で発行する文書お便り等にイラストを使用する場合に、一番安全なのは、公費で購入したイラスト集から使用することです。著作権上は全く問題がないわけですので、原則的にはそこを使うのが一番いいと考えます。インターネット等から使う場合は、利用契約等を必ず確認した上で、利用制限がないという確認が取れた場合にのみ使用する。はっきりわからない時は絶対に使用しないということを手順で示してあります。

今後、このようなことが二度と起きないように、教育委員会でも十分配慮していきたいと思っております。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(1)については、原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(1) 和解についてに対する意見については、報告のとおり承認といたします。

次に、専決事務報告(2) 令和5年度名取市一般会計補正予算(第8号)(教育費)に対する意見についてを議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(2)ですが、議案書 10 ページから 12 ページになります。

本件は専決事務報告(1)の和解に伴う追加補正予算案で、12 月定例市議会に上程されたものですが、令和 5 年 12 月 5 日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、12 月 6 日専決し、「異議がない」旨回答したので同条第 2 項の規定により報告するものであります。

補正予算の内容につきましては、12 ページの事項別明細書のとおりです。

10 款 2 項 2 目小学校費 21 節補償補填及び賠償金、先ほどの賠償額と同額の 17 万 6,000 円を措置するものでございます。イラストレーション使用に係る解決金となります。

説明は以上です。

瀧澤教育長

学校教育課補足説明ございませんでしょうか。

黒川理事兼学校教育課長

特にございません。

瀧澤教育長

只今説明のあった専決事務報告(2)について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(2)については、報告のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(2)令和 5 年度名取市一般会計補正予算(第 8 号)(教育費)に対する意見については、報告のとおり承認といたします。

それでは次、追加案件となります。専決事務報告(3)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(3)ですが、議案書は本日配付の追加議案書 2 ページから 3 ページになります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 12 月 12 日付けで市内の個人から、「なとりスーパーキッズ育成事業に教育委員会が関与した経緯がわかる一切の文書」について開示請求があり同日に受け付けております。

当該行政文書については、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていないことから、「開示」とし、同条例第 8 条第 1 項において、開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならないとされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、12 月 18 日専決をし、行政文書の開示決定を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

瀧澤教育長

それでは、ここで暫時休憩とします。

午後 2:30 休憩

午後 2:31 再開

再開します。

それではただいま説明があった内容について、ご質疑等があればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(3)については、報告どおり承認したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告(3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等については、報告どおり承認といたします。

次に、日程第 5 議事に入ります。

議案第 22 号「市指定史跡笠島廃寺跡の現状変更に対する許可について」を議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案第 22 号ですが、議案書は、13 ページから 15 ページです。また、本日配付の別冊「議案第 22 号資料」をご覧ください。

本件は、令和 5 年 11 月 24 日付けで、名取市文化財保護法に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、「市指定史跡笠島廃寺跡の現状変更許可申請書」が提出されましたが、これを許可するため、お諮りするものです。

14 ページをお開き下さい。現状変更許可申請書の写となります。項目ごとに説明をいたします。1・2 は文化財の種別、指定年月日等ですので説明を省略します。3 の現状変更の理由をご覧ください。現在、名取市では、市史編さん事業に取り組んでおりますが、通史第 1 巻の「原始・古代」の記述に使用するため、市指定笠島廃寺跡の一部区域の発掘調査を行い、基礎資料を得るものです。当該遺跡は、昭和 26 年から 27 年にかけて簡易的な調査は行われているものの、具体的な発掘調査は行われておらず、詳細な遺跡の内容などは不明な点も多いことから、現況の測量と発掘調査を行い、内容の確認や、新たな知見・資料などを得るために行うものです。4 は今回現状変更をしようとしている史跡の所在地です。5、及び 15 ページの 6 は現状変更の内容と実施方法についての記載となりますが、詳細な説明は後ほど担当より申し上げます。7 番、現状変更の着手及び終了の予定期間は令和 6 年 1 月から、3 月までの間となっており、実際の調査期間は一週間程度と予定しております。また、8、現状変更の施工者ですが、市史編さん室長となっております。9、その他参考事項です。文化財保護法第 99 条では、「地方公共団体は、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる」と定められており、今回の調査はこれに基づく調査に該当するものとなっております。

次に、別冊「議案資料」をご覧ください。2 ページは名取市文化財保護に関する条例及び規則について関係条文を抜粋しているものです。条例第 8 条に、「市指定文化財の現状を変更する者は、教育委員会の許可を受けなければならない」、とされております。また、規則では、その方法を、「現状変更許可申請書に所定の図書を添えて教育委員会へ申請すること」となっていることから、今回、名取市教育委員会から名取市教育委員会への申請書の提出となったものです。3 ページは調査区位置図、4 ページは現況の写真となります。

説明は、以上となります。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課補足説明をお願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

14 ページ「5 現状変更の内容」についてですが、資料の 3 ページ、調査位置図をご覧ください。笠島廃寺跡については愛島の道祖神社南側の竹林内にあります。位置図上の方向に向かうと道祖神社前の車道、鳥居があるところになります。調査位置図に示している灰色の角丸の四角部分、凡例の上の部分が昭和 26・27 年の調査で南側から中門、大きな四角が金堂、

東側に等、北側に講堂跡と想定されている位置に、発掘調査のトレンチ、黒の長細い長方形で示した部分ですが、その部分について手作業で掘り下げ、遺構や出土遺物の有無などを調査し、終了後は手作業で埋め戻して現状を回復いたします。

また、15 ページ「6 現状変更の実施方法」についてですが、調査に先立って測量調査を行い、基準点や調査トレンチを設定いたします。また、現地での発掘調査では、市史編さん専門部会 原始・古代部会の会長も務める東北大学の藤澤教授が統括し、同部会の専門委員など、複数の専門家を含んだ体制で実施いたします。

なお、調査資料や出土品の今後の保管や、調査成果の活用などについては、屋外調査実施後に、市文化財担当者、文化・スポーツ課の文化財係になりますが、そちらのほうと別途協議して決定します。

私からは以上です。

瀧澤教育長

はい。この笠島廃寺について、私も何回かお話は聞いたのですが、原始古代部会の市史編さんにあたって、詳しく調べたいということですが、いつの時代のもので、その発掘調査によって、どんなことが明らかになる、というような事についてお話しいただきますでしょうか。

中島課長

はい。こちらの笠島廃寺につきましては、奈良時代から、平安期の仏教の広がりなどを示す重要な史跡として広く注目をされているところだと聞いております。ただ残念ながらやはり本格的な調査もしておりませんし、昭和 26 年から 27 年の調査のみで終わっているため、専門家の方からは、これをもう一度発掘調査することで、新発見があるのではないかと期待をされております。また発掘調査によって得られた知見については、愛島地区、そして地区だけではなく、市の、歴史文化や観光遺産、もちろん市史編さんでも活かしていきますけれども、そういった部分にも活用できるのではないかと考えておりますので非常に期待される発掘でございます。以上です。

瀧澤教育長

はい。ということで私もあまり、ここは今まで認識していなかったのですが、専門家の方、東北大の藤澤先生とか、市史編さん室の人と話をすると、ものすごく貴重な場所だというお話をいただきました。今、課長から話があったように、発掘によっていろんなことが明らかになるのではないかと期待をしているというところです。

委員の皆様からご質疑等はないでしょうか。

洞口委員

前回の調査が昭和 26 年から 27 年に 1 回やった、ということなのですが、もう 70 年も過ぎておりますので、やはり今回の調査はすごく期待がされるような感じがいたしますので、

ぜひよろしく申し上げます。

瀧澤教育長

ありがとうございます。その他、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、議案第 22 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 22 号 市指定史跡笠島廃寺跡の現状変更に対する許可については、原案のとおり承認といたします。

本日の議案は、以上であります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 2 時 42 分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 1 月 29 日

署名委員 浅野 かおる _____

署名委員 洞口 ひろみ _____